

平成28年6月

# 伊那市議会定例会議案書

平成28年6月6日

## 平成28年6月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	請負契約の締結について……………	1
議案第2号	市道路線の認定について……………	2
議案第3号	市道路線の廃止、変更及び認定について……………	3
議案第4号	伊那市民憲章策定委員会設置条例を廃止する条例……………	5
議案第5号	伊那市行政財産の目的外使用料に関する条例の一部を改正する条例…	6
議案第6号	伊那市デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例……………	7
議案第7号	伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例……………	11
議案第8号	伊那市50年の森林（もり）ビジョン推進委員会条例……………	12
議案第9号	公の施設の指定管理者の指定について……………	14
議案第10号	平成28年度伊那市一般会計第1回補正予算について……………	15
議案第11号	平成28年度伊那市水道事業会計第1回補正予算について……………	16

請負契約の締結について

伊那中・伊那西小共同調理場改築建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 伊那中・伊那西小共同調理場改築建築工事                    |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札による契約                            |
| 3 | 契約金額   | 171,180,000円<br>(内消費税 12,680,000円)     |
| 4 | 契約の相手方 | 伊那市上牧6474番地<br>宮下建設株式会社<br>代表取締役 宮下 金俊 |

平成28年6月6日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那中・伊那西小共同調理場改築建築工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

## 市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I - 2 5 2 6	日影 2 5 号線	日影 352 番 1 先	日影 353 番 1 先		メートル 70.9	メートル 4.0

平成 28 年 6 月 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

## （提案理由）

上記の路線は、住宅地内の道路であり、市民の日常生活に特に重要であるので、提案するものであります。

## 市道路線の廃止、変更及び認定について

下記のとおり市道路線の廃止、変更及び認定を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-3345	三峰川橋線	富県 3798番1先	高遠町上山田 2435番255先		メートル 193.5	メートル 3.0~3.3
T-1125	河原支線	高遠町上山田 2435番255先	高遠町上山田 2435番255先		101.6	4.1~5.0

## 変更路線

路線番号	路線名	区 分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-3343	三峰川・左岸線	前	富県 5170番1先	富県 3798番3先		メートル 4,026.5	メートル 2.5~8.9
		後	富県 5170番1先	富県 3793番2先		3,872.5	1.6~8.9

## 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-3357	押出天伯線	高遠町上山田 2435番255先	富県 3794番		メートル 315.5	メートル 7.0
I-3358	新山川線	富県 3798番3先	高遠町上山田 2435番255先		174.5	3.3~3.5

平成 2 8 年 6 月 6 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

上記路線は、新ごみ中間処理施設建設に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

伊那市民憲章策定委員会設置条例を廃止する条例

伊那市民憲章策定委員会設置条例（平成 27 年伊那市条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 28 年 6 月 6 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市民憲章策定委員会を廃止するため、提案するものであります。

伊那市行政財産の目的外使用料に関する条例の一部を改正する条例

伊那市行政財産の目的外使用料に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

土地	電柱、地下埋設物等	電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号）第 6 条又は伊那市道路占用料徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 145 号）の規定を準用する。
----	-----------	--

」を

「

土地	電柱、地下埋設物等	電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号）第 8 条又は伊那市道路占用料徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 145 号）の規定を準用する。
----	-----------	--

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 28 年 6 月 6 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 28 年政令第 40 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例

(伊那市デイサービスセンター条例の一部改正)

第 1 条 伊那市デイサービスセンター条例（平成 18 年伊那市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「居宅要介護被保険者」の次に「、同法第 42 条の 2 第 1 項に規定する要介護被保険者」を加える。

第 11 条第 1 項第 1 号中「。次号において「費用算定の基準」という。」を削り、同項第 2 号中「費用算定の基準に基づき算定した金額から居宅支援サービス費」を「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）に基づき算定した金額から介護予防サービス費」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 介護保険法第 42 条の 2 第 1 項に規定する要介護被保険者にあつては、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）に基づき算定した金額から地域密着型介護サービス費として支給される金額を控除して得た金額

(伊那市高齢者生活福祉センター条例の一部改正)

第 2 条 伊那市高齢者生活福祉センター条例（平成 18 年伊那市条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「の規定による」を「に規定する」に改め、「居宅要介護被保険者」の次に「、法第 42 条の 2 第 1 項に規定する要介護被保険者」を加える。

第 4 条第 1 号イ中「定める」の次に「地域密着型通所介護及び」を加え、同条第 4 号ア中「失そう」を「失踪」に改める。

別表第 1 中

「

介護費	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生
-----	---

	労働省告示第127号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号)に基づき算定して得た額(以下「介護費用額」という。)の1割
--	---

」を

「

介護費	<p>(1) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者にあつては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)に基づき算定した金額から居宅介護サービス費として支給される金額を控除して得た金額</p> <p>(2) 法第42条の2第1項に規定する要介護被保険者にあつては、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)に基づき算定した金額から地域密着型介護サービス費として支給される金額を控除して得た金額</p> <p>(3) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者にあつては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)に基づき算定した金額から介護予防サービス費として支給される金額を控除して得た金額</p>
-----	--

」に

改める。

別表第4中

「

法第18条に規定する保険給付を受けて使用する者(以下「介護保険利用者」という。)	介護費	介護費用額の1割
--	-----	----------

」を

「

法第18条に規定する保険給付を受けて	介護費	(1) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者にあつては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき算定
--------------------	-----	---

使用する者 （以下「介護 保険利用者」 という。）		した金額から居宅介護サービス費として支給 される金額を控除して得た金額 (2) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被 保険者にあつては、指定介護予防サービスに 要する費用の額の算定に関する基準に基づき 算定した金額から介護予防サービス費として 支給される金額を控除して得た金額
------------------------------------	--	---

」に

改める。

(伊那市短期入所施設条例の一部改正)

第3条 伊那市短期入所施設条例（平成18年伊那市条例第86号）の一部を次のよ  
 うに改正する。

別表中

「

介護保険法 （平成9年法 律第123 号）第18条 に規定する保 険給付を受け て使用する者 （以下「介護 保険利用者」 という。）	介護費	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関 する基準（平成12年厚生省告示第19号）、 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算 定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第 126号）、指定介護予防サービスに要する費 用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労 働省告示第127号）及び指定地域密着型介護 予防サービスに要する費用の額の算定に関する 基準（平成18年厚生労働省告示第128号） に基づき算定して得た額の1割
---	-----	---

」を

「

介護保険法 （平成9年法 律第123 号）第18条 に規定する保 険給付を受け て使用する者 （以下「介護 保険利用者」 という。）	介護費	(1) 介護保険法第41条第1項に規定する居宅 要介護被保険者にあつては、指定居宅サービ スに要する費用の額の算定に関する基準（平 成12年厚生省告示第19号）に基づき算定 した金額から居宅介護サービス費として支給 される金額を控除して得た金額 (2) 介護保険法第53条第1項に規定する居宅 要支援被保険者にあつては、指定介護予防サ ービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成18年厚生労働省告示第127号）に
---	-----	--

に基づき算定した金額から介護予防サービス費 として支給される金額を控除して得た金額
--

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

平成28年6月6日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### (提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）等の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例

伊那市介護予防施設条例（平成 22 年伊那市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

下殿島いきいき交流施設	伊那市東春近 3814 番地 5
-------------	------------------

」を

「

下殿島いきいき交流施設	伊那市東春近 3814 番地 5
桜井地域支え合いセンター	伊那市富県 4782 番地 1
市野瀬地域支え合いセンター	伊那市長谷市野瀬 411 番地 1

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

平成 28 年 6 月 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

介護予防施設を設置するため、提案するものであります。

伊那市 50 年の森林（もり）ビジョン推進委員会条例

（設置）

第 1 条 市域の森林（以下「森林」という。）の 50 年後の姿、市民と森林との関わり等についての将来構想として策定した伊那市 50 年の森林（もり）ビジョン（以下「ビジョン」という。）の推進に関し、必要な事項を審議するため、伊那市 50 年の森林（もり）ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 委員会は、ビジョンの推進のため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) ビジョンの実行計画の策定に関する事項
- (2) ビジョンの実行計画の管理に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、ビジョンの推進に関する事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 森林に対する理解と関心が深い市民
- (3) 林業に関係する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

（部会）

第 7 条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、農林部耕地林務課において処理する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(伊那市50年の森林(もり)ビジョン策定委員会設置条例の廃止)
- 2 伊那市50年の森林(もり)ビジョン策定委員会設置条例(平成26年伊那市条例第27号)は、廃止する。

平成28年6月6日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

伊那市50年の森林(もり)ビジョン推進委員会を設置するため、提案するものがあります。

## 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 介護予防施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
桜井地域支え合いセンター	桜井区	平成28年 9月 1日から 平成37年 3月31日まで
市野瀬地域支え合いセンター	市野瀬区	平成28年 9月 1日から 平成37年 3月31日まで

平成28年6月6日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

平成28年度伊那市一般会計第1回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成28年度伊那市一般会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成28年6月6日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 2 8 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 6 月 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝